

春日井市老人クラブによる地域交流事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、老人クラブ及び地域コミュニティの活性化を図るため、高齢者が培ってきた知識及び経験を活かし、老人クラブが他の任意団体と協働して地域の多世代との交流の場を提供する事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 補助金の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、春日井市老人クラブ連合会に加盟している老人クラブとする。

2 複数の補助事業者が共同開催により事業を実施する場合は、それらを一つの補助事業者とみなす。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者が主催する事業で、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 子ども会、PTA等の他の任意団体と協働して実施する事業
- (2) 多世代が交流する事業
- (3) 他の補助金等の交付を受けない事業
- (4) 営利を目的としない事業
- (5) 宗教的又は政治的な活動ではない事業

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 報償費
- (2) 需用費（消耗品費、食糧費及び印刷製本費に限る。）

- (3) 役務費（通信運搬費、手数料及び保険料に限る。）
- (4) 使用料及び賃借料
- (5) 備品購入費
- (6) 前各号に掲げるもののほか、事業の開催に必要な経費

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、補助対象経費としないものとする。

- (1) 補助事業者の構成員及び構成団体に対する支出
- (2) 補助事業者と協働して事業を実施する団体及び当該団体の構成員に対する支出

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費に相当する額以内の額とし、1事業者につき年額50,000円を限度とする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

（申請の期日）

第6条 規則第3条に規定する申請の期日は、当該年度の11月30日とする。

（申請書に添付すべき書類）

第7条 規則第3条第3号の規定により補助金交付申請書に添付すべき書類は、役員名簿とする。

（申請の取下げのできる期間）

第8条 規則第5条第1項の規定により申請の取下げをできる期間は、交付決定通知を受けた日から10日以内とする。

（補助金の交付方法）

第9条 補助金は、規則第4条の規定による補助金の交付決定をした後、補助事業者の請求に基づいて交付し、規則第10条の規定による交付すべき補助金の額を確定した後に精算する。

（実績報告）

第10条 規則第9条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に収支報告書

を添えて、補助事業の完了の日から起算して30日以内又は交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(検査等)

第11条 市長は、補助事業者に対し補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、その目的を達成するために必要な限度において補助金の使途について必要な指示をし、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。